

第 1 5 8 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	令和元年11月 1 日
自	13時30分
至	17時15分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

(議決事項)

第22号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則について(学校企画課)

第23号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について(学校企画課)

-----以上、原案のとおり議決

(協議事項)

第6号 スポーツ基本法第10条第2項に係る教育委員会の意見(事前協議)について(総務課)

-----以上、資料により協議

(報告事項)

第46号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一部変更について(教育指導課)

第47号 平成30年度生徒指導上の諸課題に関する状況について(教育指導課)

第48号 令和元年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について(保健体育課)

第49号 令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰について(社会教育課)

第50号 令和元年度障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰について(社会教育課)

第51号 島根県文化財保存活用大綱の策定について(文化財課)

-----以上、原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第24号 令和2年秋の叙勲候補者の推薦について(総務課)

第25号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者特別選考試験の実施について(学校企画課)

第26号 学校の教職員に対する人事評価の給与(勤勉手当及び昇給)反映の検討着手について(学校企画課)

第27号 島根県立青少年の家の指定管理者の指定について(社会教育課)

第28号 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定について(文化財課)

-----以上原案のとおり議決

(承認事項)

第5号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

-----以上原案のとおり承認

(報告事項)

第52号 令和元年度11月補正予算案の概要について(総務課)

第53号 令和元年度人事委員会勧告及び報告の取扱いについて(総務課)

-----以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	全議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
安食総務課長	全議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第25号、議決第26号及び承認第5号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題、議決第27号
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題、議決第28号
山根世界遺産室長	公開議題
平野福利課長	公開議題
渡部環境生活部スポーツ振興課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	5 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	池田 委員	

議決第22号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則について（学校企画課）

○木原学校企画課長 1の1ページを御覧いただきたい。会計年度任用職員について、平成29年に地方公務員法が改正されて、県内の公立学校に勤務する非常勤講師をはじめとする特別職の非常勤嘱託職員の身分上の扱いが、令和2年4月1日から一般職となり、会計年度任用職員に変更されるものである。

この制度に向けて、県においては、任用、そのほかの制度整備が進められて、県で任用される会計年度任用職員については、今年の2月に報酬、費用弁償、期末手当の支給について条例が制定されている。その後、6月には人事委員会規則が定められ、県立学校の会計年度任用職員については制度の整備が完了している。教育委員会では、このほか、市町村立学校で勤務する会計年度任用職員があり、県で任用をしている。この職員については、条例の規定により任命権者である教育委員会が報酬、費用弁償、期末手当の支給等について定める必要があり、この件についての提案である。

制定の内容については、1の2ページ以降に規則の案として詳細なものを掲載している。この内容は、県で先に定めていた規則に準じたものである。その内容をまとめたものが、1ページ、2の制定内容にある3つの点である。

まず、（1）通勤手当であるが、公共交通機関や自家用車を利用する者に対して、通勤所要回数に応じた算出をすると定めている。また、これには所定の届け出が必要になっている。

（2）時間外勤務手当については、1日の勤務時間が7時間45分未満、かつ1週間の勤務時間が38時間45分を超えない場合は100分の100など、勤務した時間の条件により算定の比率を定めている。

（3）期末手当については、一般職に移行したことによって今回新たに定める必要が出た事柄であるが、任期が6か月以上、週15時間30分以上、かつ基準日に在職している者を対象に支給する。ただし、基準日において休職処分などに該当する職員は支給の対象外となっている。その額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間割合を乗じて得た額と定めている。

規則の施行は、来年の4月1日としている。

なお、この規則の案については、この会議の前に人事委員会で内容を協議し、人事委員会からは異議がない旨の回答があったことをあわせて報告する。

○真田委員 会計年度任用職員の方は、例えば、1日に2校以上に行かれる場合が出てくると思うが、その場合の通勤手当は、自宅からA校へ、A校からB校への通勤手当で支払うことになるか。

○木原学校企画課長 通勤手当については、自宅から勤務先への通勤の所要回数で算定する。

———原案のとおり議決

議決第23号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料の2の1ページを御覧いただきたい。改正の理由であるが、国会において成年被後見人や被保佐人の人権の尊重、それから成年被後見人等であることを理由として不当に差別されることがないように、このほど法改正がなされている。

その概要が2の2ページにまとめてある。こういった法律が制定されて、成年被後見人等に関する法律の整備を進めるよう、今回、教育委員会に係る規則について所要の改正を行う必要が生じたというものである。

1ページに戻り、改正の内容である。法律から引用する条項の整備として、教育委員会関係では教育職員免許法に係る、表題にある細則が該当している。現在の教育職員免許法では、免許状を授与されない対象者として、禁錮刑以上の刑に処せられた者などが示されているが、この中に成年被後見人等も含まれている。この点が改正されて、免許状を授与されない対象者から成年被後見人等が除外されることになり、これを引用している細則の部分で改正するものである。

具体的には2の4ページを御覧いただきたい。細則では、この除外者に該当しないことをこの宣誓書で確認してきた。右側が改正前の宣誓書である。そこの備考にあるように、今回、教育職員免許法の任用区分に示してある第3号、これを削除して、左側のように改正するというものである。

1ページにお戻りいただきたい。議決いただいたら、施行日は教育職員免許法の改正施行日である令和元年12月14日ということにしている。

なお、2の3ページに新旧対照表を添付している。

———原案のとおり議決

協議第6号 スポーツ基本法第10条第2項に係る教育委員会の意見（事前協議）について
（総務課）

○安食総務課長 資料の3の1ページを御覧いただきたい。1の協議事由である。本日の協議の内容だが、資料の下に参考、関連法令としている所があるが、そちらを御覧いただきたい。(1)スポーツ基本法の第10条第1項の規定に基づく、県が定めることを努力義務とされているスポーツ振興計画については、(2)島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例によって、スポーツ振興に関する事項を知事に移管していることから、この計画は知事が定めることになっている。そして、知事がスポーツ推進計画を定め、又は変更しようとするときは、また(1)のスポーツ基本法に戻っていただいて、10条第2項の規定によって、教育委員会の意見を聴かなければならないということになっている。このたび、スポーツ推進計画を所管する環境生活部スポーツ振興課から、現在、スポーツ推進計画の改定を検討しており、2の教育委員会会議への付議スケジュールに記載をしているように、来年2月頃、教育委員会に意見照会する予定なので事前に協議をしたい旨、依頼があった。

計画案の概要については、本日、この会議に出席している環境生活部スポーツ振興課の渡部課長から説明をしていただく。

○新田教育長 今年度からスポーツ行政を一元化するという事で、教育委員会で所管していたスポーツ振興が知事部局の環境生活部に移管した。本日は説明者席に環境生活部の渡部スポーツ振興課長にも同席いただいている。直接、担当の渡部課長から説明をお願いしたいと思う。

○渡部スポーツ振興課長 私からは、計画の趣旨、これまでの経過、内容等について説明させていただきます。

3の2ページを御覧いただきたい。1の趣旨である。第2期スポーツ推進計画については、国の第2期スポーツ基本計画を参考にして、現在策定中である島根創生計画のスポーツに関する部門計画として位置付けて、来年度から5年間の計画として策定作業を進めているところである。

2の背景・経緯である。平成17年12月に、現在の計画の大もととなる、島根県スポーツ振興計画を策定している。その後、国では、平成23年6月に、それまであったスポーツ振興法というものを全面改正する形でスポーツ基本法が制定され、平成24年3月には、平成24年度からの5か年間のスポーツ基本計画というものが策定された。それを受けて、県で

も、平成25年2月に、平成24年度から5か年間の島根県スポーツ推進計画を策定したところである。その後、平成28年に入って、平成29年度からの第2期島根県スポーツ推進計画の策定作業に取りかかって島根県スポーツ推進審議会に諮るわけだが、その審議を5回経て、最終素案まで作り上げたところである。しかしながら、それと並行した形で、国において部活動のあり方ビジョンの検討が始まった。スポーツ推進計画の中には中高生の部活動に関する部分もかなりあることから、ひとまず国の動向を注視し、県においても部活動あり方検討会を設置し、調査、検討を行うこととなったところである。こうしたことから、平成29年7月19日に開催された教育委員会会議において、その時点での最終素案を報告させていただいた上で、部活動に関する部分については、その後で設置される部活動あり方検討会の検討を反映させ、改めて報告させていただくということで了解を得たところである。

その後であるが、平成31年2月には、部活動のあり方に関する方針が策定された。また、先ほど教育長から御説明いただいたが、今年の4月には、県の組織改正によって、スポーツ行政について、知事部局環境生活部にスポーツ振興課を設置して一元的に所管することとなった。

そのほか、国の第2期スポーツ基本計画の策定、あるいは東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会の開催決定、国民スポーツ大会、現在の国民体育大会の2029年、島根開催の内々定、また教育委員会においても県立高校魅力化ビジョンが策定されるなど、さまざまな情勢変化があったところである。

こうしたことを踏まえて、本年度から私どもスポーツ振興課で第2期計画の策定作業を進めてきている。学校体育に関することについては、保健体育課と連携しながら原案作成を行っている。今年に入り、これまで3回の島根県スポーツ推進審議会で御審議をいただいて、先日、10月30日に開催した審議会で改めて最終素案を決定していただいた。

3の計画の概要である。現計画の枠組みを継承しつつ、前回の最終素案からの情勢変化を中心に修正を加えて、資料に記載している、(1)として、誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進、以下3つ、計4項目を柱として、令和2年度から令和6年度までの5か年計画としているところである。

4の計画案である。別冊としている第2期島根県スポーツ推進計画(最終素案)を御覧いただきたい。前回報告した最終素案からの変更箇所について、アンダーラインを付して示している。多く修正した箇所として、22ページを御覧いただきたい。これが、第2章、

子どもたちの心身を健やかに育む学校体育の充実というところの、(3)運動部活動の活性化である。ここでは、先ほどから申し上げている部活動のあり方検討がなされ、その方針が策定されたことを踏まえ、特に中盤にある、これまでの取組の成果・課題について多く修正を加えさせていただいている。また、下段にある今後の具体的施策の展開においても、地域との連携、地域の指導者の人材確保、医・科学的な知見に基づく指導の充実などを加えているところである。

もとの資料3の2ページ、5の今後の予定である。11月県議会において、建設環境委員会で報告を行うこととしている。12月にはパブリックコメントを実施する。本日の教育委員会会議を含め、頂いた意見を踏まえて、2月に島根県スポーツ推進審議会を開催して最終素案を決定する予定にしている。その後、改めて正式に教育委員会から意見を頂き、県議会の建設環境委員会に報告した上で、3月には正式決定し公表したいと考えている。

○新田教育長 最後に説明があったように、本日は教育委員会の意見、これの事前協議という位置付けになっている。また改めて、年が明けた2月に、再度、教育委員会に意見を求められるということであるので、事前の協議という位置付けで御意見等を頂ければと思う。

○池田委員 22ページの運動部活動活性化の現状の所で、部員不足によって複数校の合同チーム等々と書いてあるが、隠岐の現状でいえば、隠岐高校の野球部が他の部員を入れてやっと9名で新人戦に出たという状況である。また、中学校においても、自分のしたい部活が地元の中学になく、隣の中学に行かないと自分がやりたい部活動ができないという現状がある。地元の中学としては生徒も減るし、馴染んだ地域、地元で子どもたちと離れなくてはならないという現状がある。一体どういう部活が今、されているのかということについては、現状の中でまとめる動きはないのであろうか。

○原保健体育課長 中学校、高校等でどういった部活動がされているかという御質問だと思う。各学校でいろいろな部活動をやっているが、教育委員会でも、どういった部活動をしているか、複数の部活動をしているかといった現状は把握している。部活動数全体は、少子化といったこともあって減少傾向にあり、部員不足によって団体競技などで大会に参加できないので、同じ市町や隣の市町の学校と合同で大会に参加するといった事例があることも承知している。なかなか現状として厳しいところだが、そういった複数の学校での部活動の実施といったところで、生徒さんがしたいことができるような環境について考えていきたい。

○新田教育長 部員が不足していることと、適正な部活動の数も含めて配置をどうするかという議題と、保健体育課長から話があったように、1校ではチームが組めないけれども、近隣の学校で合同チームを組むということが現実的な解決策としては有効かとは思いますが、一方では、その大会が次の県大会や全国大会というものを控えたものであると、そこへの参加資格ということも出てくる。そうなると、そういった競技団体、大会運営団体との調整ということも、実際に代表としてどう扱うかという点では大きい課題も、実は競技ごとにそれも状況が違ふところもあるように承知している。池田委員が言われたように、特に部員不足というか、人口減少が進んでいる所では、そういった話が深刻になっている。

一方では、学校から、部活動というか、子どものスポーツの場を社会に移行していきうという国の大きい動きもあるが、それが果たして島根に馴染んだアプローチなのかということは、県の実情を見て検討しないといけないということもあろうと思っている。この計画の中でどこまで織り込むかは別として、引き続き、課題意識を持って取り組んでいきたいと考えている。

○浦野委員 昔は遊ぶことによって体力がついていったと思うが、今、子どもたちが鬼ごっこをしたり木登りをしたりして外で遊ぶことが少なくなっていると思う。そういう中で、学校が終わった後に、スポーツ少年団とか、クラブチームなどで運動させることがあるかと思うのだが、やはりそれが早い時期にさせてしまうという傾向が今強いと思う。それでも、小さいうちから1つのスポーツだけをやる、水泳なら水泳、野球なら野球、そうすると、本当は発育上、全体的な筋肉をつけていかないといけないのだが、1箇所、そのスポーツの特徴のある筋肉のつき方をしてしまうということを知ったことがあるが、せめて10歳ぐらいまでは手も足も肩もいろんなところを動かして運動をしたほうがいいのだが、もう早い段階で1つのスポーツに集中してやっていくという傾向が今あるので、なかなか子どもたちの体力の向上ということでもバランスがよくないと聞いたことがある。スポーツテストをしても、腕の力とかそういうのは強いのだが柔軟性に欠けるとか、そういうバランスがあまりよくない育ち方をしているのではないかと私も思う。

それで、やはりそういうところをどうやって改善していったらいいのかというのがすごく気になる場所であるが、現状を見ていると、体育の授業も減ってきているし、外で遊ぶ機会も減ってきているし、やはりスポーツをさせるとなるとどこかに所属してやるということが一番手っ取り早いと思ってしまう。

片や、全くそういうことにかかわってこないお子さんも増えてきている。私は音楽でや

っていくわとか、私は美術でいくわとか、そういうスポーツには触れないで育っていくお子さんも出てきているのではないかなと思う。全体的に小さい頃からスポーツに親しむ機会などをどうやって作ってあげればいいのかとよく思うが、スポーツ振興課ではどういう対策を練っているかお聞きしたい。

○渡部スポーツ振興課長 まず、計画の中では、第1章は、誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進という章立てにしている。この中では、まず、幼児期に体を動かす楽しさを実感できる体制づくりをしよう、それから、学童期・青年期、成年後期、壮年期、高齢期というライフステージに応じた運動をしていくべきであろうということを計画に盛り込んでいる。

実際どうなのかというところであるが、言われるとおりの、今、子どもたちが運動をしなくなってきたということで、運動にしてもバランスが悪いということが実際に起きていると私も認識している。健康づくり、それから競技スポーツの推進というようなところも含めて、やはり幼児期からいろんな運動をして体づくりをしていく、それが小学校になれば少し競技性を持たせるみたいなことでやっていって、それが競技につながらなくても、そういった運動をする習慣をつけていけば一生健康に過ごせるという健康づくりのベースになるし、競技スポーツの観点からいうと、そこら辺から自分に合ったスポーツに取り組んでもらって、競技スポーツへ進んでいただくという方向性もあると思う。いずれにしても、やはり小さい頃にいろんな運動をするということは非常に大事で、今年も幼児期の運動づくりという事業もやっている。そういったことで、子どもたち、幼児期から運動する習慣づくりを進めていきたいと思っている。

もう一つ言われた、一つの競技に特化してということであるが、親御さんにとっては小さい頃から習わせて一流選手になってもらいたいとか、いろいろな思いもあろうかと思うので、そこに対して今何かができるかということ、子どもとしては、例えば陸上フェスティバルみたいなことをやって、レクリエーションスポーツを含めていろんな競技を体験してもらったり、小学生高学年では、少し競技スポーツ、なかなか体験することができないような競技スポーツ体験会といったことをやりながら、いろんなスポーツに触れていただきたいというようなことを進めている。

○新田教育長 おそらく18ページあたりが、その辺に言及してある箇所かなという感じである。

——資料に基づき協議

報告第46号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一部変更について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 令和元年9月3日の第1582回教育委員会会議で報告した、令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜について一部を変更するため、報告する。教育長専決事項として、教育長の決裁を受けての御報告となる。

変更内容は、令和2年度にスポーツ特別選抜で入学する生徒に対し、3年間を通じてそれに足る指導体制を構築することが困難という判断をしたため、松江北高等学校における男女陸上競技のスポーツ特別選抜は実施しないこととしたということである。

下の四角囲みに、前回の報告第30号の内容を変更前、変更後の形で表記している。変更事項は1点であって、実施校、指定競技の変更がなしとしていたものを、下線部分、「あり」と変えさせていただき、更に松江北高等学校のことを記載させていただいているものである。こちらについて表にしたものが別表1となっている。今の松江北高等学校の変更を踏まえて、変更後の形で一覧表をお届けさせていただいている。

なお、入学者選抜に係る高校、中学校への説明会を過日実施し、このことについても説明している。

———原案のとおり了承

報告第47号 平成30年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 資料の5の1ページを御覧いただきたい。毎年、文部科学省が行う問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に合わせ、島根県公立学校の状況を報告するものである。

まず、暴力行為の発生件数は、合計で961件、前年比167件の減、14.8%の減であった。これまでの調査では増加の傾向が続いていたが、今回は減少に転じている。減少した理由としては、暴力行為に対して学校内で教職員の認識や共通理解がされたことや、些細な事案も報告し合う組織となり、細かく記録をとり対応されてきた結果、徐々に暴力行為の発生が減少してきたと考えている。

一方、暴力行為の発生は高い状況が続いている。これは、見逃さない、見過ごさないという意識から、報告されているものの中に、文部科学省が示している暴力行為の例として、遊びやふざけを装って特定の生徒の首を絞めた、上級生が下級生に対して指導と称して清掃道具でたたいた、教師の腕をカッターナイフで切りつけた、教室の窓ガラスを故意に割ったなどが挙げられているが、これに対して、島根県では、からかいを受けた生徒が怒っ

て相手の手首をつかんで殴ろうとした、度胸試しと称して腕にしっぺをした、情緒が不安定となり教師に対してのこぎりを振り回した、職員室の入り口の戸を思い切り開けて機械警備の部品が破損したなど、内容や程度が下回るものが含まれており、暴力行為の件数が多い状況となっている。といっても、県内の学校が荒れているという状況にはないと認識している。細かく子どもたちの様子を見て、その都度指導を行っている状況である。引き続き、一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと考えている。また、それと同時に、調査として数字を計上する際には文部科学省の基準に照らして計上するよう、更に周知を図っていく。

暴力は絶対に許されないことをその都度繰り返し指導することはもちろんだが、暴力行為に対する今後の対応は四角の囲みで示している。未然防止対策の推進として、授業を中心とした教育活動における居場所づくりや絆づくりの推進、児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組を進めていく。同じ児童生徒が繰り返し暴力行為に及ぶことがないように、配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進を図っていく。また、子どもの小さな変化を見逃さずに対処するという早期発見・早期対応の姿勢を確立することや、教育相談コーディネーターを中心とした関係者が一体となった相談体制を確立するとともに、保護者、他校種、関係諸機関との一層の連携を強化していく。

次に、5の2ページを御覧いただきたい。いじめの認知件数は、2,679件、前年比882件の増、49.1%の増であった。このうち、いじめの状況は平成30年度末で解消しているものが全体の73.8%だった。いじめの内容としては、冷やかしの、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われるや軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするものが主なものであった。いじめの認知件数が増加した理由だが、校長会をはじめ教員研修でのいじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進み、教員がいじめの積極的な認知と早期対応を図り、いじめを見逃さない、見過ごさない学校づくりが進んだ結果であると考えている。

また、県内での重大事態の発生は、前年の17件から8件に半減した。これは、いじめの認知が進んだことで、初期段階からの対応がなされ、深刻化を防いだ成果だと考えている。

いじめの認知は、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていることになるので、まずはしっかりと認知し、対応することが必要である。この積み重ねによって、いじめの起きにくい状況を作っていくことを目指していきたいと思う。しかしながら、1,000人当

たりの認知件数は全国平均を下回っており、引き続きいじめの認知についての周知を更に図っていく必要があると考えている。

いじめは決して許されないことをその都度繰り返し指導することはもちろんだが、いじめの問題に対する今後の取組は四角の囲みで示している。いじめを見逃さない、見過ごさない学校づくりや、いじめ対策組織を中心とした対応体制整備とその強化、居場所づくり・きずなづくりによる魅力ある学校づくりを進めていく。また、日常の観察、面接、調査から早期発見・対応を行うことや、親和的な学級づくりを行っていく。さらに、各学校におけるいじめ防止基本方針の点検・見直しを進めていくことや、スクールカウンセラー等の活用による校内の教育相談体制の充実と電話等による相談体制の充実を図る。いじめの未然防止の取組や、適切な早期対応等の理解を一層図るための生徒指導に係る校内研修も行っていく。

次に、5の3ページを御覧いただきたい。小・中学校長期欠席者のうち不登校児童生徒の状況についてだが、合計で1,024人、前年比142人の増、16.1%の増だった。増加した理由は、さまざまなケースがあり一概には言えないが、学校における不登校の分類として、人間関係に課題、無気力、不安の傾向がある場合、小・中学校とも共通して、いじめを除く友人関係をめぐる問題、仲たがい等であるが、それと学業の不振が要因となっており、特に中学校では入学、転編入学、進学時の不適応や、進路に係る不安も特徴的な要因となって増加している。不登校の中でも小学校5年生と中学校1年生が増えている状況にある。小学校5年生では、いわゆる高学年となり学習内容が難しくなり、学習の不振が一つの要因となって、6年生ほど活躍する場がないことなどもあり、自己有用感を高めにくいこともその要因であると考えている。中学校1年生では、新しい環境になり新たな人間関係をうまく構築できないことや、学習形態が変化したり学習内容が増えたりすることにより登校への意欲をなくしていることが考えられる。

小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応は、四角の囲みで示している。スクールカウンセラー活用事業やソーシャルワーカー活用事業を展開しながら、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の充実を図る。また、不登校等対応体制充実事業や子どもと親の相談員配置により小学校の不登校等、対応体制の充実を図る。さらに、クラスサポートティーチャーの配置により教室での学習支援、悩みの相談を行ったり、学びいきいきサポートティーチャーの配置により別室での学習支援を行ったりして、中学校での不登校支援体制の充実を目指す。

次に、5の4ページを御覧いただきたい。高等学校長期欠席者のうち不登校生徒の状況は、合計で234人、前年比16人の増、7.3%の増であった。全日制、定時制とも不登校の分類として、学校における人間関係に課題、無気力、不安の傾向がある場合、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、進路に係る不安などが要因として挙げられる。特に全日制では、入学、転編入学、進学時の不適応も特徴的な要因となっている。

高等学校の不登校生徒への今後の対応は、四角の囲みで示している。小・中学校と同様に、教育相談体制の充実や電話等による学校外での相談体制の充実を図る。また、教職員の資質の向上のため、生徒指導に係る校内研修を実施するとともに、3年間で全ての県立学校に指導主事が出向き、指導・助言をする学校訪問を行っていく。

最後に、5の5ページを御覧いただきたい。高等学校中途退学者の状況は、合計で142人、前年比77人の減、35.2%の減であった。全日制、定時制及び通信制で中途退学者が減少したことにより、全体の数が減少している。これは、中学校と高等学校との連携が進み、中学校段階でのキャリア教育や高等学校のオープンキャンパスなど、学校説明会等による高等学校入学に関する広報活動により、ミスマッチが少なくなっていることによるものだと考えている。また、通信制での減少は、科目履修届が提出されない、連絡がつかないなど、活動していない生徒を除籍とした人数が減少していることによるものである。

中途退学予防等への対応は、四角の囲みで示している。教育相談体制の充実として、教育相談員を宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置している。また、中途退学者への支援として、宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点に、それぞれ2名、計4名の連絡調整員を引き続き配置し、ひきこもりを防ぎ、社会参加に向けての支援の継続を行っていく。

○林委員 5の2ページ、いじめの状況のところだが、平成30年度、認知件数が大変上がっている。その理由の中で、いじめの認知が進んだ結果ということであるが、平成27年以前と28年以降の場合はその説明でも分かるのだが、やはりこれだけ全国でも深刻ないじめの事件等も続く中で、またこれだけ増えているというのは、やはり認知が浸透しているだけではないような気がする。再度、原因というのをもう少し深く考える必要があるのではないかという気がする。

それと、もう1点、5の3ページの長期欠席の箇所だが、対応の中で、子どもと親の相談員の配置であるとかクラスサポートティーチャーの配置も前年度より増えていると思うが、実際にどれだけ活用されたとか、そういうものが分かれば教えていただければと思う。

○村本子ども安全支援室長 まず、いじめの認知件数、認識が深まったから増えたというだけではないのではないかとのお考えであるが、そのとおりである。ただ、我々が危惧しているのは、今、この数字が出ているが、1,000人当たりのいじめの認知件数というのは全国の平均をまだ下回っている。下回っているということは、ひょっとしたらまだ見逃しがあるのではないかと危惧もしている。学校によっては、1年間でいじめがなかった、ゼロだったという学校も、数は減ってきているが、やはりある。それは、逃しがあるのではないかとすることで、必ず学校では、子どもたちとそれから保護者に対して、うちの学校はゼロだったということを書いてもらって、本当にそうかというのを確認してもらいたいという指導をしている。年々ゼロの学校というのは少なくなっているし、同じ学校でも細かいものも対応してもらっているということで数字が上がってきているが、やはりいじめが起きないようにするためには、まずは起きたときに早く対応して、それを積み上げていくということであるので、起きないように最初からするのではなくて、起きているものを丁寧に拾っていく、丁寧に対応していくということで、次、起きない状況を作っていくということであるので、御心配いただいている点はもちろん、小さなことは起こっているということでもあるので、これについては丁寧に対応していきたい。

なぜそういうことになっているのか、やはり一つは、自分の思っていることを相手に伝えたり、いろいろな点で、言葉でしゃべる前に手が出るとか、ちょっといらいらしたことをまた別の方向で表してしまうところがやはり子どもたちにあるのではないか。相談体制をしっかりと整えていくということが大切だと考えている。

不登校の対応については、子どもと親の相談員は、前年の25校から30校に増やしており、非常によく見ていただいていると思っている。それから、クラスサポートティーチャーも、前年は9校だったが13校増やしている。学びいきいきサポートティーチャーの配置は同じ30校であるが、やはり子どもと親の相談員というのは、配置する学校が、そこに載せているけれども、この不登校等対応体制充実事業と組合せになっていて、学校で、教頭が2人いると、それから主幹教諭が配置されているような大規模校で、不登校が年間3人、それが3年以上続くようなところに配置をして、組織として不登校がなくなるような体制を充実して、そのノウハウを広げていこうという事業であって、25校でやっていたわけであるが、やはり必要な学校もあるので平成30年度は30校に拡大した。クラスサポートティーチャーも9校から13校に増やしている。

このような支援の体制を整えていくということがあり、もう一方では、やはり子どもた

ちが学校で満足できるような授業、満足する学校生活というものを作っていかなければ、この支援員がいない学校もたくさんあるわけであるので、そこら辺をしっかりと対応していくためにも、まずは、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制をしっかりと持っていく。これはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの専門家はいるが、学校の教職員と一緒にあってしっかりとそれに対応していくところを強化していくという必要があるので、教育相談体制を充実するということで、配置されていない学校もしっかりと子どもたちの支援をしていくという体制をとっているところである。

○林委員 教育相談体制の中で、今年の夏休みの終わりから2学期にかけてLINEによる相談窓口を試験的に設けられ、かなり相談件数もあったと聞いている。特に中学生、高校生等、LINE、その他SNSも大変活用するものであるし、直接顔を見ず、また会話もしないというところで、今の児童生徒にとっては使いやすいツールという気がするのだが、これは、例えば365日24時間というわけにはいかないにせよ、決まった日、また決まった曜日とか決まった時間の中で、年間を通して、こうした窓口を設けるような検討も必要かと思うのだが、そこら辺はどういう考えであろうか。

○村本子ども安全支援室長 言っていただいたとおりである。そのために文科省で業者を選定して、こういう状況でどれぐらいのニーズがあるのかという実証実験に参加したのが今年である。実際問題として、1週間実施したときに、曜日によってもアクセスの量が変わったりするし、今回は2学期の休みの前から明けたところというところで実施したわけであるが、それを年間通じてずっとやるということが果たしていいかどうかも含めた検討をしていて、この結果も見ながら、それから、他県でも先進的にやっておられるというところもあるので、その状況を見ながら本県でも方向を決めていきたいと思っており、年間通じてやるほうがいいかどうかも含めて検討したいと思っている。

○林委員 ぜひ、またお願いします。

○出雲委員 長期欠席が、小学校、中学校、こんなに多いというのはちょっとびっくりしている。分かる範囲で結構であるが、小学校から継続して中学校でも不登校というケースはどれぐらいあるの。

○村本子ども安全支援室長 継続しているというのが、ずっと継続しているという子はそうたくさんはいない。前の年どうだったかというデータをとっており、前の年で不登校だった生徒が、次の年どういう状況か、継続して不登校なのかということを調査している。ずっとという場合ももちろんあるが、大体毎年、前の年の不登校の生徒というのは、次の

年の継続している数字よりもかなり低くなっている。というのは、次の年には改善をしているが、問題は、その改善した数よりも、その年に新たにまた不登校になってしまうという生徒の数がその上に乗ってしまって、それが1年生から2年生、2年生が3年生といくうちにだんだんだんだん増えていって、学年が進むたびに人数が増えてしまうという状況が、全国的な方向でもあるが、島根県でも同じような状況になっているということである。

○出雲委員 今、ここの今後の対応のところにも校種間の連携の強化というのがあるが、小学校から中学校に上がるタイミングや、中学から高校のタイミング、この辺でやっぱり、学校、校種間でそういう連携というのはすごく大事になってくるのではないかな、情報共有も含めて大事になってくるのではないかなと思うので、お伺いしてみた。

○村本子ども安全支援室長 非常にそのとおりである。小学校から中学校はもちろん、中学校から高校に行くときも、入学する前にこういう状況であるということを保護者や本人の了解のもとにお伝えをし、今後のケアをするというようなことも含めて、連携をしていくということになる。

○真田委員 5の2ページのいじめの状況等の概要で、882件49.1%増というのは、これはすごい数だと思うが、何か特別な対策を打つようなことがあったら教えていただきたい。

○村本子ども安全支援室長 特別の対策というか、もっと認知していただきたいという指導をずっと続けている。学校現場では、もっとほかに小さなことも起きてないかということで、認知を進めてほしいという指導もしてこうなっているが、逆にまた、今言っていたような、こんなに増えていることに対してどういう対応をするのか、その項目があるところに出ているわけであるが、やはり同じ生徒が繰り返し行ったりするようなケースもある。これは暴力行為も同じであるが、やはり一人ひとりの状況に応じた対応ができるようにするということで、教員の指導の仕方の研修を行っているのもあるし、やはり学級の中での満足度を高めるということで、いじめもいろいろな、自分が認められていないとか、受け入れられていないという思いからそうになってしまうということもあるので、親和的な学級づくりということで、集団づくりというところに力を入れるような指導を行っている。

○池田委員 いじめは校内だけではなくて、登下校時とか、隠岐でいえばスクールバスの中でというのも聞いたのだが、それもすべて網羅しているのか。それと、暴力の内容といじめの内容で重複するというか、そういうのは1個、別にカウントされているのであろうかということ。暴力の中の、校内暴力だけではなくて、例えば家庭で親にとか祖父母にと

か、そういう最たるものが、孫によるおじいちゃん、おばあちゃんの殺人とかということになっている報道も聞いたりもするのだが。それと、ひきこもりとの関係、不登校というように、長期欠席の関係がないであろうかということと、5の5ページの、高等学校中途退学者の子どもさんが、例えば別の高校に転入というか、転校した場合は、それはどう扱う扱いになるのであろうか。

○村本子ども安全支援室長 最初のスクールバスの話だが、いじめの認知件数を計上する場合は、これは、いじめは学校だけではなく、様々な所、みんな含めていじめとしてカウントして計上する。子どもたちから聴き取りもしたりしているが、指導した回数がここに出ていると考えていただいて結構だと思う。

暴力との関係であるが、暴力行為で軽くぶつかられたりするというのと、ひどくぶつかられるというのがあるが、ひどくぶつかられるようないじめの場合には、それはもう完全な暴力になると思うが、いじめは暴力行為よりも幅広くカウントしている。いじめと暴力行為が全くイコールにはならないのであるが、いじめは受けた側の被害性に着目してカウントしていく。全くイコールにはならない。ただ、暴力行為というのは、ほぼいじめになるということになると思うので、カウントの仕方についても学校現場に本当にそうかということとは毎回確認をしている。さほど、いじめの数が増えてなかったら、本当にそれはうまくカウントできていて指導もできているのかということとその都度学校に返し、毎回細かく指導するようにしているので、いじめの方が幅広いということで御理解をいただければと思う。

祖父母に対する暴力行為であるが、暴力行為については学校の中、学校関係の中でのものである。ただ、登下校におけるか学校の外において、学校の関係者でない方、見守り隊の方、それから住民の方であったりする場合に、例えば暴力を振るったりした場合には、それはカウントはなされているということになっている。

それから、不登校とひきこもりの関係であるが、ひきこもりと直接関係しているのかと言われたら関係がないわけではない。だが、イコールととられると非常に不登校になっている子どもたちや保護者の方に苦しい思いをさせてしまうという考えがあり、イコールではないが、ひきこもりになっている方のアンケート調査から考えると、10代から39歳ぐらいの間の方では、ひきこもりをしている方の最初のきっかけが不登校になっているというのが全国的にも島根県の調査でも大体3割ぐらいということだった。我々としては、不登校がひきこもりとの関係で3割ぐらいということは決して少なくない数字であると考えて

いるので、しっかりと社会的な自立を目指すのが大事と思っている。

最後に、学校を替わった方は、中途退学のカウントに入っていない。学校をやめてしまうごとに、一遍やめてまた受け直すという場合にはここに入るが、途中で学校を替えられる場合にはここには入らないので、転学という形になる。これは中途退学とはまた違うということで、計上するようなことに文科省はしているので、本県もそれに倣って報告をしてもらっている。

○浦野委員 例えば子ども同士、やっぱり人間同士なので、けんかみたいなものもある。けんかしたときに、どちらの方が被害意識が強いと、それはいじめとなるのか。学校の先生たちに認知度を上げるようにという指導をされていると言われたので、その辺とかをどういうふうにカウントするというか、自分たちで解決する力をそぐようなことになるのかも思うのであるが、未然防止という面では、そういうものを全て件数に入れるのか、その辺のラインというか、その辺をちょっと教えていただけないであろうか。

○村本子ども安全支援室長 今言っていたことはよく話題に出る。いじめというか、いじめという片方から片方にみたいな感じがするけれども、けんかの場合はお互いが被害者で、お互いが加害者であるので、いじめは2になる。こっちからこっちへ、こっちからこっちに、例えばけんかの場合である。

○浦野委員 では、認知件数としてはどうなるのか。

○村本子ども安全支援室長 2である。ただ、今言われたように、例えば自分たちで解決するとかいう話はまた別で、だから、はい、いじめである、はい、いじめであると、何もしないわけではないので、必ずそこには指導がある。これは、例えば手を出せば、これはいじめになると、片方も、それで殴られたからもう一回殴り返したで、でも、それは相手にとってはいじめだよと、それはそれぞれに指導はするので。では、どうやって解決しようかということで話し合いをすることもあるし、それぞれにしっかりと話もして、場合によってはお互いに謝りたいということで謝ることになるが、我々が危惧しているのは、そういう状況のときに、いや、話も十分煮詰まっていなくて十分な反省もないのに、では、握手をして終わりにしようと、終わりにして、はい、解決したとあって、それだとまた同じことが繰り返されるので、一つ一つ丁寧に指導をしていただくようお願いしている。

○浦野委員 手が出てしまったりするのを数えるのは分かるが、ちょっと悪口を言ったとか、女子にありがちな、ぼろっと□□さんからこんなことを言われて何かもう嫌だわみたいなことが、こうやって何か周りに伝わって、あの人から悪口を言われたとか、そういう

ことも本人が悪口言われた、いじめられたと思うと、やはり件数としては数えるということによろしいか。

○村本子ども安全支援室長 そのとおりである。ただ、そういう場合もいろいろなケースがあるので、これはいじめとして大人はカウントするけれども、子どもたちに指導するときにはいじめという言葉を使わずに、この人はこんなに嫌がっているよということで指導することは普通にある。それも、そういう普通にある中で指導をするということである。

———原案のとおり了承

報告第48号 令和元年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○原保健体育課長 資料は6ページをお願いします。この表彰は、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し、多大な成果を上げた個人、学校等を文部科学大臣が表彰するもので、本年度は島根県から3名の方が学校保健表彰を受賞された。

3に記載しているが、一人目は、出雲市の中島孝晃さん。昭和60年から現在まで34年間にわたり、出雲市立大社幼稚園の園医を皮切りとし、大社中学校、大社高校の学校医として、園児、児童生徒に対し継続的に健康管理や病気予防指導に努めてこられた。

二人目は、浜田市の山根康雄さんである。昭和58年から現在まで36年間、浜田市立三隅小学校、岡見小学校など複数の小・中学校の学校歯科医をされ、定期健診をはじめ、歯科疾患の予防や早期治療の必要性など、口腔衛生知識の向上に取り組んでこられた。

3人目は、雲南市の山本國雄さんである。昭和59年から現在まで35年間、雲南市立加茂幼稚園、加茂小学校、加茂中学校の学校歯科医をされ、定期健診を初め、教職員や保護者に対しても歯科衛生知識の普及向上に努めてこられた。

なお、一番下を書いてあるが、本年度、学校安全表彰と学校安全ボランティア活動奨励賞の該当はなかった。この表彰式は、11月21日に埼玉県で行われる。

———原案のとおり了承

報告第49号 令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 7ページを御覧いただきたい。優良PTA文部科学大臣表彰の小・中学校部門として、松江市立内中原小学校PTAと大田市立北三瓶小・中学校PTAが表彰されることになった。この表彰は、優秀な活動実績を上げているPTAを各県が3団体以内を選考して、文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰するものである。

今回の2校の主な表彰理由であるが、まず、内中原小学校PTAについては、資料にあるとおり、多彩な広報活動を行って関係者の参画意識を高めていること、また、PTAが主体となった校舎見学会の実施、そのほか、保護者同士が顔見知りになるきっかけづくりの場として、子どもたちが行いたい活動を実現する「内カフェ」の開催や、PTA会員のOBからなる「さやの会」という会があり、その会と連携したユニークな親子体験活動を実施していることなど、こうした多彩な活動によって、児童数が680名を超える大規模校でありながら保護者のPTA活動の参画意識が高いこと、こうしたことが評価されていると考えている。

北三瓶小・中学校PTAであるが、北三瓶小学校と中学校は校舎が一体となっていることもあり、PTAも小・中学校で一つのPTAとなっている。先ほどの内中原小学校とは対照的に、小・中合わせて児童生徒数は28名という小規模校である。大田市の山村留学センターが校区内にあり、その留学生が学校に通学していることから、生徒数に対して日々活動できる保護者は限られている学校であるが、校区内の家庭から賛助会員になっていただく地域会員制を設け、地域全体でPTA活動を応援しているという地域である。資料に記載している放課後子ども教室をPTAが協力して立ち上げられるなど、地域で子どもを育てる取組などが評価されていると考えている。

———原案のとおり了承

報告第50号 令和元年度障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 この表彰は、障がいがある方々が生涯を通して教育やスポーツ、文化などのさまざまな機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、多彩な学習を支える活動を行う個人や団体を、各県が2件以内で選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰を行うものである。本県は、教育庁における本庁各課や特別支援学校、知事部局の関係課、全市町村、PTA連合会等の関係機関へ、また、それらを経由して関係団体に対して幅広く推薦の依頼を行い、県での選考を経て社会福祉法人島根ライトハウスのライトハウスライブラリー、1件を推薦し、文部科学大臣賞が決定した。

当団体は、50年以上の長きにわたって、視覚障がい者のための図書館を運営してこられた。法人職員9名に加えて、268名のボランティアが、点字・録音図書の製作等、障がいを持つ方々への図書等の貸し出し、返却のサポートを行うなど、図書館の運営に協力して

いる。登録されているボランティアで、点訳、翻訳、情報サポートなどの分野別や地域単位でグループを作っていて、このグループと当団体の共同によりスキルアップを図る研修会であるとか勉強会が開催されているほか、各地域で行政からの依頼を受けて、点訳、翻訳の活動がされている。こうした取組は、視覚障がい者の活動の機会や各種情報に触れる機会の提供に貢献しており、障がい者の生涯学習に大きく寄与していることなどが評価されていると考えられる。

———原案のとおり了承

報告第51号 島根県文化財保存活用大綱の策定について（文化財課）

○萩文化財課長 資料9の1ページを御覧いただきたい。本年度から実施している島根県文化財保存活用大綱の策定について御報告を申し上げる。

項目1、この大綱については、文化財保護法の規定に基づく文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱に位置づけるものである。

次に、項目2、概要については、本年度4月に施行された文化財保護法の改正によって、都道府県による文化財保存活用大綱の策定を定めることができるようになったところである。この大綱については、県や市町村が文化財の保存・活用の各種取組を行う上で共通の基盤になっているものと考えている。

次に、項目3、島根県が策定する大綱の主な記載内容についてであるが、これは、文化庁から事前に示されていた大綱策定に関する指針などを参考として設けている。(1)から(5)までの章立てに従って検討を進めたいと思っている。(1)については、文化財の保存・活用に関する目指すべき方向性や将来像、今後の取組の方針などについて。(2)では、県が行う文化財の調査、指定などの取組や、重点的に保存・活用を講じていく文化財などについて。(3)では、市町村が行う文化財の保存・活用の取組への県の支援などについて。(4)では、県内に所在する文化財の緊急ネットワークの構築や災害発生時の対応などについて。(5)では、県内の文化財担当部局や博物館の専門的人材の配置状況や民間団体との連携等を踏まえ、今後の体制整備の方針などについて、それぞれ検討する予定としている。

大綱の策定に当たっては、先ほどの文化庁の指針に従って、文化財の専門家や所有者、有識者、民間団体、行政の関係部局などから意見を聞くことが望ましいと示されていたので、この大綱の内容について意見や助言等を得ることを目的とした策定委員会を今年度8月に設置したところである。委員については、9の2ページに名簿を掲載させていただ

ている。

次に、大綱策定の審議スケジュールについて、9の3ページを御覧いただきたい。まず、先日、10月8日に第1回目の策定委員会を開催して、先ほどの項目3で説明した大綱の主な章立てについて御了承をいただいたところである。スケジュールにあるとおり、策定委員会については、本年度の2月に1回と令和2年度に3回開催する予定である。事務局で作成した素案に対して、策定委員会の委員から御意見や御助言をいただきながら、記載内容の追加や修正を行う予定としている。その後、パブリックコメントや市町村への意見照会を経て、令和2年度末あたりに最終案をこちらの教育委員会会議にお諮りしたいと考えているところである。策定委員会で検討した大綱の素案については、適宜、こちら教育委員会会議のほか、県議会や県の文化財保護審議会に報告し、そこで頂いた御意見や御助言を更に素案に反映させていきたいと考えている。

なお、このたびの文化財保護法の改正では、この大綱のほかに、県の大綱を勘案しつつ、市町村が管内の文化財の保存・活用に取り組んでいく具体的な方針を定める計画や、あるいは文化財の所有者がそれぞれの保存・活用を進めていくための計画なども策定できることとなっている。これら、県、市町村、あるいは所有者などが一体的に各種の計画を制度化することによって、各地域内において、中・長期的な観点で文化財の保存・活用が図られるとともに、地域の皆様方に文化財の目指す方向性などの取組内容を分かりやすくお伝えできるようにしていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

— 非公開 —

議決第24号 令和2年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）

———原案のとおり議決

議決第25号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者特別選考試験の実施について
（学校企画課）

○木原学校企画課長 11ページを御覧いただきたい。今年度の実施の教員採用試験は終了しているが、その際、募集したにもかかわらず、出願者がなかった高等学校教諭の水産（漁業）について改めて募集を行い、採用試験を実施するものである。出願資格は他の募集と同じであり、年齢制限は59歳以下、高等学校普通免許状所有のほか、免許状を有しないもので、水産教科に関する社会的実務経験を有する者も出願できるとしている。また、障がいのある方も募集を行う。採用予定の人数は若干名としている。出願期間は12月4日から16日である。選考試験は令和2年1月11日に教育センターにおいて専門教養、小論文、面接、模擬授業の試験を実施することとしている。選考結果の通知は1月31日を予定している。県内の水産高校の関係者からの情報によると、この試験に対する出願の希望者が複数あるとの情報がある。人材の確保に繋がることを期待して、今回の試験の実施を行いたい。

○真田委員 専門教科、特に水産や工業高校の機械は、なかなか先生になっていただく方がおられないということで、ぜひ受けていただくように進めていただきたい。

○浦野委員 特別選考試験とあるが、特別というのはどういうときに使うのか。

○木原学校企画課長 本来は、7月に1次試験を行い、2次試験を8月という通常の年1回、例年行っているものが採用試験であるが、今回出願がなかったものに対して再度募集をかけて行うということで、特別に期間をずらして改めて募集したということで、特別選考という名前にしている。

○浦野委員 こういう特別選考試験というものは、毎年行われているのか。どういうときに行われているのか。

○木原学校企画課長 毎年ということではなく、今回は水産高校から免許取得見込みのある受験者がいるようだという情報があり、また、それ以外にも受験を考えている方がいるようだというので、前回7月の時は出願がなかったが、今回改めて試験を課すという機会を特別に設けたものである。

○新田教育長 いわば、毎年夏に実施するのが定期の採用スケジュールで、募集しても集まらなかったり、適任者が見つからなくて穴があいてはいけないので定例のものとは違う特別の試験を臨時というイメージで行うということである。

○池田委員 7月の時には募集してもいなかった。けども改めて関係各方面に聞いたら出てもいいよという人がいたからするというわけか。

○木原学校企画課長 水産は免許状を所有している方が非常に少ないという教科でもあり、免許を取得できるタイミングも3月末に限らず、乗船期間が満たされたところで免許状を取得できるというケースもあり、7月の段階では資格がなかったという方もいらっしゃるという情報があり資格を取ることができた方に対して機会を設けようということになった。

———原案のとおり議決

議決第26号 学校の教職員に対する人事評価の給与（勤勉手当及び昇給）反映の検討着手について（学校企画課）

———差替え後の議案で議決

議決第27号 島根県立青少年の家の指定管理者の指定について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 13の1ページ、社会教育課が所管し、サンレイクという愛称で親しまれている島根県立青少年の家が、今年度で現在の指定管理契約が終了することから、来年度から向こう5年間の指定管理者の候補者を先般選定したので、この11月議会に上程すること、併せて債務負担行為を上程することからお諮りする。

県立青少年の家は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより、心身の健全な育成を図り、併せて県民の教養、文化の向上に施することを目的とする社会教育施設である。敷地面積は約7万2千平方メートルであり、宿泊定員209名、宿泊室、研修室、茶室、音楽室、多目的ホール、体育館、バーベキューハウスのほか、宍道湖湖岸に艇庫などがある施設である。本県の公の施設は、平成17年度以降、順次、指定管理制度が導入されており、県立青少年の家においても平成19年度から指定管理を導入し、現在の第三期指定管理期間が今年度末で契約が終了することから、来年度から5年間について指定する必要がある。公募して教育委員会で選定を行い、県議会を得て選定することとしている。

申請があったのは、北陽ビル管理株式会社1社であった。教育委員会では、指定管理候補の選定を厳正かつ公正に行うため、選定委員会を設けて選定を行い、北陽ビル管理株

式会社を指定管理者候補として選定することにした。

指定管理の業務であるが、青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務、維持管理に関する業務、利用する者への食事の提供に関する業務、併設している県立東部社会教育センターの施設及び設備で教育委員会が定めるものの維持管理及び維持管理に関する業務、その他教育委員会が必要と認める業務である。

13の2ページ、(6)の選定方法及び結果である。書面及び面接審査により、審査基準・項目に基づき、総合的に評価し、選定委員の全員一致で北陽ビル管理株式会社を選定した。主な理由としては、北陽ビル管理株式会社は平成19年度の指定管理制度導入から指定管理者となっており、これまでの管理実績が堅実であり、誠実に指定管理業務に取り組む意欲が認められること。コストを抑えた管理体制の構築のほか、適切な修繕計画により施設の長寿命化を図るなど、施設の安全を最優先とした維持管理に取り組む姿勢が見られること。維持管理に加え、充実した研修事業のための補助、積極的なモニタリング活動の実施など、利用促進に向け、サービス水準の向上を図るための提案がなされている。食の安全・衛生管理の徹底のほか、地産地消や食育の推進、食材ロスの低減についても配慮し、運営する姿勢と体制が整っている。管理経費についても、各業務において、より効果的かつ効率的な運営に取り組む企業努力が期待できることなどとなっている。

「(8) 指定管理料の額」であるが、県が積算した公募額は5年間、3億8,902万円に対して、応募額は3億8,845万円となる。したがって「3 債務負担行為」であるが、5年間の限度額を総額3億8,845万円としている。

13の3ページには選定委員の委員名簿、13の4ページには審査基準の項目と集計結果を掲載している。

———原案のとおり議決

議決第28号 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定について（文化財課）

○萩文化財課長 14の1ページ、島根県立古墳の丘古曾志公園については、宍道湖の北岸、松江市古曾志町にあり、現存する古墳や復元整備された大谷1号墳などで構成された史跡公園である。公園の指定管理については、島根県立古墳の丘古曾志公園条例に基づき、平成19年から実施している。このたび、平成27年から株式会社MIしまねが行っていた指定管理業務の期間が今年度末で契約を終了するため、条例に従い、指定管理者の公募を行い、令和2年度から向こう5年間の指定管理者の候補者を指定したので、これを11月議会に上

程することとし、令和2年度から5年間の債務負担行為を上程することについて併せてお諮りする。指定管理者の候補者選定に当たっては、8月2日から9月30日までの公募を行い、2(5)のとおり、株式会社MIしまね1社の申請があった。この申請に対し、10月16日に選定委員会を開催し、株式会社MIしまねを指定管理者の候補者として決定した。14の2ページのとおり、古墳公園という性質を活かした事業を多く企画し施設運営への高い意欲が認められること、地域団体や地域住民との積極的な交流を図り連携を図った計画となっていること、除草や清掃回数を仕様よりも多くするなど業務の充実が図られていることなどが評価された。(8)のとおり、指定管理料の額については、応募額3,375万円とし、この額をもって向こう5年間の債務負担行為を上程する。次ページに選定委員会の名簿、評価を掲載している。今回の評価については1社であり、価格評価点は30点とした。100点満点から評価点30点を除いた70点のうち、6割である42点以上を取れば合格としたところ、53.6点で、合格点を上回っていたので株式会社MIしまねを選定候補としたところである。

———原案のとおり議決

承認第5号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり承認

報告第52号 令和元年度11月補正予算案の概要について（総務課）

○安食総務課長 資料16の1ページを御覧いただきたい。県議会11月定例会は11月21日に開会するが、その時上程される予定の11月補正予算案の教育委員会分について説明する。本件について11月18日に開催される議会運営委員会の終了後、解禁となるため、現段階では部外秘の取扱いであり、今回非公開とする。内容は予算の補正が1件と、債務負担行為の補正が2件である。「1 教育委員会の補正予算額の概要」である。補正前の額、事業費の計欄、教育委員会全体で、831億5千万円に対して、補正額は4千万円の増額である。補正後の事業費は831億9千万円となる。課別の事業別一覧で、すべて教育指導課の事業に係る増額補正である。事業名は学校安全確保推進事業費、補正額の財源内訳は日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係るものである。事業費4千万円の増加で、当該事業に係る補正後の額は、1億2,400万円となる。日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒の負傷があった場合、保護者に医療費相当額や障害見

舞金等を支給する制度であり、全額スポーツ振興センターから県の予算、会計を經由して保護者へ支給するものである。毎年給付金の支給のために、一定の予算を措置して、通常は主に医療費相当の給付金の支給を行なっているが、この度は過去に授業中に負傷して、入院、手術、治療で医療にかかっていた児童生徒について、医療機関から回復の見込みがない、症状固定という診断があったため、障がい見舞金一時金を支給することになった。ただし現在の県の予算案では、当該支給に対応できないため、スポーツ振興センターからの支給額を財源として県の歳入とし、同じ額を歳出として、予算化するものである。

続いて、「3 債務負担行為補正（追加分）」である。債務負担行為は、長期にわたる契約のように、将来の財政負担が具体的になっているものなど、将来の債務を負担する行為の内容をあらかじめ予算を限度額として定めているものである。先ほど、議決第27号、第28号で公の施設の指定管理者を議決していただいたが、二つの公の施設に係る令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理料に相当する額で、債務負担行為を設定するものである。先ほど議題で説明があったように、青少年の家管理運営事業費限度額は3億8千8百万、古墳の丘古曾志公園管理運営事業費限度額は3千3百万円を設定するものである。本来であれば、本日の指定管理者の指定に係る議決の後に、補正予算案の報告案を作成してこの会議に諮るべきだが、県議会への予算提案の日程の関係上、予めこの報告案件を議題とさせていただく。

○真田委員 スポーツ振興センターの災害共済給付金というのは、スポーツ振興センターからもらったものをそのまま流すということか。

○安食総務課長 スポーツ振興センターからきた財源を県にいったん予算で受け入れて、それを歳出として今度は県が保護者に支給するという制度である。

———原案のとおり了承

報告第53号 令和元年度人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）

———原案のとおり了承